

美術館と著作権契約(第一回)

はじめに

文化や産業の発展は、絵画、彫刻、映画、アニメ、音楽など人々の知的な創作活動によって支えられています。

著作権法においては、これらの「著作物」を創作するインセンティブを確保し、文化や産業の発展の基盤を確保するため、著作物の「創作者」に著作権を付与し、公共の福祉との関係など一定の例外を除き、他人が著作物を無断利用することから守り、創作者の利益を法的に保護しています。

文化や産業の発展には、著作物を適切に保護するとともに、その活用を図っていくことが重要ですが、美術品を公開し多くの人々に鑑賞の機会を提供したり、美術品の図録や広報誌を作成したりする「美術館」においても、著作権に関する知識を持ち、美術品などの著作物を利用する際には、著作権者と適切に契約を結ぶことが大切です。

今月号からの連載において、美術館において著作物を利用する際に参考となる著作権に関する基本的な考

え方を、具体例を交えながら解説していきますと思います。

「著作権」はどのような権利なのか

広い意味での著作権は、「著作権(著作者の権利)」と「著作隣接権(伝達者の権利)」に分かれます。「著作権」は、絵画、彫刻、映画などを「創作した者(著作者)」が持つ権利です。また、「著作隣接権」は、「実演家(歌手、俳優など)」「レコード製作者」「放送事業者(放送局)」「有線放送事業者(有線放送局)」という、著作物などを人々に「伝達する者」が持つ権利です。さらに、「著作権」、「著作隣接権」は、「著作人格権」と「著作権

図1

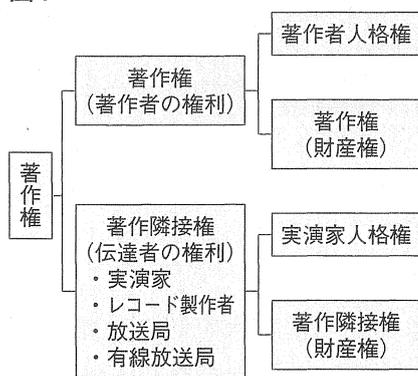
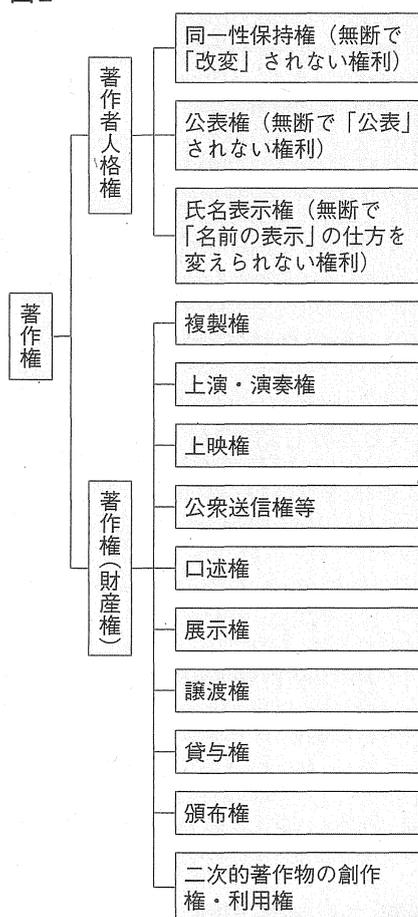


図2



(財産権)」に分かれます。

また、美術館における利用に特にかわりが深い「著作権(著作者の権利)」について、より詳しく整理すると(図2)のようになります。

いわゆる「著作権(財産権)」に含まれる「〇〇権」は、自分の著作物を他人に「無断で〇〇されない権利」という意味です。たとえば、「複製権」であれば、無断で「複製されない権利」、「展示権」であれば、無断で「展示されない権利」ということを意味します。

なお、「著作権(財産権)」の保護期間は、原則として創作のときから著作物の死後五〇年間まで、「著作人格権」の保護期間は、著作者の生存中となっています(ただし、著作物の死後も原則として、著作人格権の侵害となるべき行為をしてはならないこととされています)。

「著作権」は誰が持つのか

所有権があっても、著作権を持っているわけではない

著作権は、創作者に創作した時点で自動的に発生するものです。したがって、例えば絵画であれば、絵を書いた人が著作権を持ち、その絵を持っている人は、所有権を持つこととなったとしても、著作権を持つことにはなるわけではありません。美術館が所蔵するために、絵画を購入した場合、美術館はその絵画の所有権を持つとしても、著作権を持つわけではないため、著作権法上認められている例外を超えて、その絵画を無断でコピーして、鑑賞用の本を作成したり、ホームページに載せたりすることはできないこととなります。

美術館と著作権契約(第二回)

美術館の職員が書く原稿に著作権は発生するか

美術館において、広報用のパンフレットやニュースレターなどを作る必要があると思いますが、この場合、職員が書いた原稿に著作権は発生するか、発生するとすれば誰が権利を持つことになるか解説したいと思えます。

「原稿」が「著作物」に該当すれば権利が発生する

「著作権」は、著作物を「創作した者」が持つ権利で、登録等の手続きを必要とせずに、創作した時点で自動的に発生するものですから、美術館の職員が書いた「原稿(著作物)」にも権利が発生すると考えられます。ただし、著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されていますので、単なる「データ」や「事実」

を書いたに過ぎない原稿には、著作権は発生しません。たとえば、単に催し物の予定を連絡するものには著作権は発生しないこととなります。

単なる「データ」や「事実」を集めたものも、読者に分かりやすく配列などに工夫がされていれば、「編集著作物」として権利が発生する

また、単なる「データ」や「事実」であっても、これらを編集する場合に、「データ」を選択したり、読者に分かりやすく配列を工夫したりしていれば、編集行為に創作性があるということ、編集行為を行った者に編集著作物としての権利が発生することとなります。

一定の要件に該当する場合は、「美術館」が著作権を持つ

「著作権」は、著作物を創作した

個人が持つのが原則であり、「原稿」については、美術館の職員が権利を持つこととなりますが、著作権法では、「法人著作」についての規定を設け、法人が著作者となる場合を定めています。以下の五つの要件すべてを満たす場合は、「美術館」が著作者となることとなります。

- ①美術館が原稿作成の企画を立てたこと
- ②原稿が、美術館の「業務に従事する者」の創作によること
- ③原稿が「職務上」つくられること
- ④「公表」する場合に「美術館の名义」で公表されるものであること
- ⑤「契約や就業規則」に「職員を著作者とする」という定めがないこと

以上のように、美術館の職員が書いた広報用の原稿について、「著作物」に該当すれば、著作権が発生し、その権利は、「美術館」が持つ場合が多いと考えられます。

したがって、美術館の広報用資料やニュースレターなどを著作権者に無断でコピーをして多くの人に配付したり、パンフレットなどにそのまま掲載したりすることなどは、原則、著作権を侵害することとなります。

「独立行政法人」が作成する広報用資料等は、「禁転載」の表示がなければ、刊行物に転載できる

美術館の広報用資料についても、原則、無断利用ができませんが、「例外」として、国や地方公共団体の機関や独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成する広報資料などは、「転載を禁止する」旨の表示がない限りは、説明の材料として、新聞、雑誌、パンフレットなどの刊行物に転載することができますこととされています。したがって、独立行政法人である美術館が作成する広報資料や報告書などは、説明の材料としてであれば、刊行物に自由に転載することができます。もし、独立行政法人である美術館として、広報用資料や報告書などを財産として活用する意図があるときは、「禁転載」の表示をつけておく必要があります。なお、広報用資料等の転載は認めるけれども、転載した場合には、掲載した刊行物を数部送付して欲しい旨の表示を付すことも考えられます。

美術館と著作権契約(第二回)

他人に広報用の原稿を書いてもらうとき

注意すべきことは何か

美術館において、広報用のパンフレットやニュースレターなどを作る場合、誰かに原稿執筆の依頼をすることがあると思いますが、その際に注意すべきことを解説します。

原稿の利用方法や条件について、著作者ときちんと契約を交わすことが重要

他人に依頼して書いてもらった「原稿」も、「著作物」に該当すれば、原稿の執筆者に著作権が発生します。

著作者は、「複製権」や「公衆送信権（無断でアップロードされない権利等）」などを持ちますので、著作者に無断で、その「原稿」を「コピー」したり、ホームページに載せたりすることは、著作権侵害に当たりません。したがって、原稿を依頼する際には当事者間の契約により、原稿の利用方法や条件を明確にした上で（例えば、複数部作成する広報用のニュースレターに掲載する、ホームページに掲載する、など）、著作権者に「複製すること」「公衆送信す

ること」などの了解を得ることが必要です。

また、「著作権」は譲渡することも可能ですので、当事者間の契約により「原稿」が発生した著作権を、美術館が譲り受けることも可能です。

この場合は、美術館が原稿の著作権を持つこととなりますので、自由に「コピー」や「ホームページに掲載」などすることができません。

なお、「複製権」や「送信可能化権」など、個別の権利ごとに譲渡契約を結ぶことも、「著作権」全体について、譲渡契約を結ぶことも可能です。ただし、「著作権」の全部を譲渡する契約であっても、「二次的著作物の創作権（翻訳権、編曲権、変形権、翻案権）」「二次的著作物の利用権」については、これらの権利を譲渡する旨の特約がない限り、著作者に権利が残ることに注意が必要です。したがって、「著作権」の譲渡契約を結んだ場合でも、原稿を翻訳などして二次的著作物を創作したり、その二次的著作物を出版したりして利用することについては原稿を執筆した著作者の了解が必要になります。

原稿の利用について了解を得た場合でも、無断で表現の変更などをしてはいけない

著作者は、「著作権（財産権）」とともに、「著作者人格権」として、「同一性保持権」を持つことから、「原稿」の執筆依頼をした人に、利用の了解を得た場合でも、「原稿」の表現を無断で変更してはいけません。

著作者から原稿を受け取って、編集の過程で手を加える場合、明らかに字の誤りを修正するものであれば、問題ないと考えられますが、その表現方法を変えたり、分量の関係で削除したりする場合などは、校正などの段階で、著作者の意志をよく確認する必要があります。

また、著作者は、「著作者人格権」として、「氏名表示権」を持つことから、無断で名前の表示を変更することもできません。

なお、著作者人格権は、「一身に専属する権利」であることから、著作権（財産権）とは異なり、譲渡することができないことに注意の必要があります。

他人の著作物を

利用する際に

注意すべきことは何か

一定の要件を満たせば、他人の著

作物を、著作権者の許諾を得ずに「引用」して利用できる

公表された著作物は、「引用」であれば、例外的に著作権者の了解を得ずに利用することができます。たとえば、広報用パンフレットの原稿を書く際に説明の材料として他人の発言や、論文を抜粋して利用する場合が考えられます。

ただし、「引用」として利用する場合には、以下の点に注意をする必要があります。

- ①他人の著作物を引用する必然性があること
- ②既に公表されている著作物であること
- ③公正な慣行に合致するものであること（たとえば、カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること）
- ④引用の目的上正当な範囲内で行われるものであること（自分の著作物が「主」であって、他人の著作物が「従」であること）
- ⑤「出所」の明示がなされていること

なお、引用される著作物に限定はありませんので、論文のほか、絵画や写真も引用の対象となり得ます。

美術館と著作権契約(第四回)

絵画や彫刻などの

美術品や写真を

展示する場合に

注意すべきことは何か

美術館において、展覧会を開催し、絵画や彫刻、写真などを展示して多くの人に鑑賞機会を提供することが多いと思いますが、その際に注意すべきことを解説したいと思います。

絵画や彫刻などの美術の著作物、未発行の写真の著作物の原作品には、「展示権」が与えられていて、原則、著作権者に無断で展示することはできない

絵画や彫刻などの「美術の著作物」や未発行の「写真の著作物」の「原作品」には、他の著作物とは異なり、特別に「展示権」が与えられていて、原則、著作権者に無断で展示することができないこととされています。

「展示権」が働くのは、美術の著

作物についても、写真の著作物について、「原作品」、いわゆる「オリジナル」のみであり、「コピー」を展示する場合には、展示権は働きません。

ただし、「写真」の場合は、ネガのフィルムではなく、プリントされたものが「原作品」となりますので、オリジナル・コピーと呼ばれる最初に製作された作品すべてが「原作品」に該当すると考えられます。このように何が「原作品」か、ということとは、区別が困難な場合もありますので、その際には、著作権者に了解を得ておいた方がいいと考えられます。

なお、「写真の著作物」については、展示権が働くのは、未発行のものに限られていますので、写真集などですでに発行されているものは、著作権者に了解を得る必要がありません。また、未発行の写真を示す場合には、著作権者に了解を得る必要があるのと同時に、未公表の作品であれば、「公表権」という著作権人格権も働きますので、著作権者あるいは、その遺族などに了解を得ることも必要になります。

なお、スライド写真を写す場合には、「展示権」は働きませんが、すべての著作物に「上映権」が働きますので、スライド写真を映写して、公衆に直接見せる場合には、著作権者の了解が必要になります。ただし、「例外」として、非営利・無料の場合には「上映権」が制限されていますので、自由に上映することができません。

「例外」として、美術の著作物や写真の著作物の原作品の「所有者」または「所有者の同意を得た者」は、著作権者の了解を得なくても、これらの原作品を展示して利用することができます。

「美術の著作物」や未発行の「写真の著作物」の原作品を展示する場合には、原則、著作権者に了解を得る必要がありますが、その「所有者」および「所有者の同意を得た者」は、著作権者の了解を得る必要がありません。つまり、美術館が所有している、絵画や写真を展示する場合は、著作権者の了解を得る必要がなく、また、美術館が絵画等を所有していない場合でも、所有者の同意さえ得られれば、著作権者の了解を得る必要がないということになります。こ

れは、原作品を購入した者が、所有権に基づいて公に展示をするということが従来の慣行であったことや、原作品の商品としての流通を考慮したものです。

ただし、美術作品を公園その他一般公衆が自由に出入りできる開放された屋外の場所や、建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所に設置して展示する場合には、「所有者」や「所有者の同意を得た者」であっても、著作権者の了解を得る必要があります。例えば、公園に銅像を設置する場合や、建物の壁画や建物の屋上にある広告の看板として、絵を展示する場合などが該当します。したがって、美術館の壁画として、恒常的に、絵を展示する場合には、美術館がその絵を所有しているても、著作権者の了解を得る必要があることとなります。

なお、第一回(平成一四年一〇月号)にも述べましたように、所有者の利用を特別に認めているのは、「展示権」についてのみであり、絵画を「コピー」して販売用の本を作成したり、ホームページに載せたりする場合は、所有者であっても、著作権者の了解を得る必要があるので注意が必要です。

美術館と著作権契約（第五回）

絵画や彫刻などの美術品
や写真などの展覧会で、

展示作品を掲載したカタ

ログなどを配布する場合、

注意すべきことは何か

観覧者のために展示作品の解説・

紹介を目的とする小冊子への展示作

品の掲載であれば、著作権者の了解

は必要ないが、市場において取引さ

れる観賞用の画集と実質的に異なら

ないものについては、著作権者の了

解が必要。

美術館の展覧会などにおいて、入

場者のために展示作品を掲載した簡

単なカタログを作成する場合がある

と思います。このような場合、著作

権法では、美術館の展覧会などにお

いて、観覧者のための解説・紹介用

のカタログにこれらの作品を掲載す

るのが通常である実態などに鑑み

て、一定の場合には例外的に著作権

者の了解なく展示作品をカタログに

掲載することを認めています。

まず、カタログへの掲載が認めら

れるのは、「展示権」を害すること

なく、展示ができる場合です。具体

的には、作品の展示について、①著

作権者の了解を得た場合、②作品の

所有者の同意を得た場合、③展示権

の譲渡を受けている場合、④作品を

所有している場合が考えられます。

このうち、①の場合については、著

作権者に作品の展示の了解を得ると

きに、カタログへの掲載についても

了解を得ればいいので問題がないと

思いますが、特に②③④の場合のよ

うに、著作権者の了解を得ることな

く展示できる場合に、別途カタログ

への掲載について了解を得る必要が

ないようにされています。

また、掲載が認められるのは、観

覧者のために展示作品の解説・紹介

をすることを目的とする小冊子、つ

まりカタログや目録や図録というた

ぐいのものに限られます。したがっ

て、観覧者向けであっても観賞用の

豪華本や、画集・写真集のように商

品のなものはこれには該当しないと

考えられます。過去の裁判所の判決

においては、展覧会に展示中の作品

を掲載した書籍を作成し販売した事

件について、この書籍と同程度また

はそれ以下の規格、紙質などを持つ

書籍が観賞用の画集として市場で取

引されている事実が認められ、実質

的にみて観賞用として市場で取引さ

れている画集と異なるところはない

ことを理由に、損害賠償の請求を認

めたものがあります。つまり、観賞

用の書籍として市場において取引さ

れる価値を有するものとみられるよ

うなものについては、作品を掲載す

る場合に、著作権者の了解が必要だ

と考えられますので、展覧会を開催

して、カタログを作成する場合には

注意が必要です。

その他、販売用の複製画、絵葉書、

宣伝用のポスターや新聞広告、入場

チケットなどにも、著作権者に無断

で作品を掲載することはできないの

で注意が必要です。

なお、著作権者の了解を得ること

なく作品のカタログへの掲載が認め

られる場合でも、掲載作品の出所を

明示することが義務づけられていま

す。

公園など屋外の場所に設

置されている彫刻などの

美術の著作物を絵葉書な

どにして販売することは

できるか

公園に設置されている彫刻などを

絵葉書、ポスター、写真集、カレン

ダーなどとして販売する場合は、著

作権者の了解が必要。ただし、絵葉

書用の風景写真に彫刻が写っている

に過ぎないような場合には、著作権

者の了解は必要ない。

公園に設置された彫刻などの美術

の著作物や建築の著作物は、権利者

の経済的利益を害することとなる一

定の場合を除き、例外的に自由利用

が認められています。たとえば、公

園に設置された彫刻を写真にとつて

無料で配布したり、テレビ放送で流

したりすることは著作権者の了解を

得ることなく自由に行うことができ

ます。

ただし、絵葉書、ポスター、写真

集、カレンダーなどとして販売する

ことを目的として写真に撮影して利

用する場合には、権利者の経済的利

益を害することとなりますので、原

則どおり著作権者の了解が必要にな

ります。

なお、著作権者の了解が必要にな

るのは、専ら美術の著作物の複製物

の販売を目的とする場合ですので、

絵葉書用の公園の風景写真に彫刻が

含まれている場合など風景が主でそ

のバックの遠景に美術作品が写って

いるに過ぎないような場合には著作

権者に了解を得る必要はないと考え

られます。

美術館と著作権契約（第六回）

美術館は著作権に基づいて、展覧会などの展示作品の写真撮影を禁止することはできるか

個人で楽しむための写真撮影は、著作権者の了解を得ることなくできるので、著作権に基づき写真撮影の禁止はできない

著作権法では、例外的に著作権者の了解を得ることなく著作物を利用できる場合として、「私的使用のための複製」を認めていますので、個人で楽しむための写真撮影については、著作権者に了解を得ることなく自由に行うことができます。したがって、展覧会などを開催する美術館が、著作権に基づいて展示作品の写真撮影を禁止することはできません。美術館によつては、展示作品の写真撮影を禁止するところも見受けられますが、こ

れは、展示作品の所有権や施設管理権などに基づいて、美術館の判断で写真撮影を禁止しているものと考えられます。

これまで、五回にわたり、美術館において著作物を利用する際に参考となる著作権に関する基本的な考え方を解説してきましたが、最後に著作物を利用する際の検討の手順についてまとめたいと思います。

①利用する著作物が日本の著作権法で保護される著作物か。

○日本の著作権法で保護される著作物

- ・ 日本国民の著作物
- ・ 最初に日本国内で発行された著作物

条約によつて日本が保護の義務を負つ著作物

②保護期間内の著作物かどうか。

○著作物の保護期間

・ 原則創作のときから著作物の死後五〇年間まで

③利用方法が著作権の対象となる行為か。

・ 著作権に含まれる「無断で○○されない権利（複製、展示その他第一回目の解説（平成一四年一〇月号）参照）」の○○に該当する行為かどうか。

④一定の例外に該当し、著作物を自由に利用できる場合に該当するか。

・ 著作物の「引用」「所有者等による展示」「展示作品の紹介を目的とする小冊子への掲載」など、一定の例外として自由に利用できる場合かどうか。

以上の①～④を検討した結果、著作権者の了解が必要な場合には、著作権者と連絡をとつて了解を得るといふこととなります。

なお、著作権者に了解を得る場合には、利用方法（展覧会で展示する、ホームページに掲載する、販売用のカタログに掲載するなど）や条件（利用期間、利用の対価など）を契約によつて明確にしておくことが重要と

なります。

終わりに

これまで、六回の連載において著作権に関する基本的考え方を解説してきました。美術館においても著作権に関する知識や意識が浸透しつつあると思いますが、本稿を、今後、著作物を利用する際の参考にしていただければと思います。これで六回の連載を終わりたいと思います。

